（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第三条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条の二第一項第一号イを削り、同号ロを同号イとし、同条第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第二条第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第三条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「法第八条第一項の合併」の下に「又は分割」を加え、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「の写」を「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し」に改め、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により製錬の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第五号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人の合併」の下に「又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人の分割」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第三条第一項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「法人の定款」を「法人又は分割により製錬の事業の全部を承継する法人の定款並びに役員となるべき者の氏名及び履歴」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に規定する法人が法第五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第三条第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第四条中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第六条の二第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第七条第四項中「及び副本二通」を削る。

第七条の三第二項中「副本二通」を「写し一通（製錬施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第七条の四第二項中「副本二通」を「写し一通（製錬施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第十二条第二項中「及び副本二通」を削る。

第十三条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

別記様式第一の二裏面中「第37条第６項」の下に「、第43条の３の24第６項」を加える。

別記様式第一の三裏面中「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

別記様式第二表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２・３　（略）

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５　（略）

６　原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条第１項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

７　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条の４　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二　第68条第６項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑